

日本政治史における天皇機関説事件

——基礎的知見に関する現状と問題点——

米山忠寛*

The incident of “Emperor as an organ of state theory” in Japanese Political History : The Current State and Issues Concerning Basic Knowledge

Tadahiro YONEYAMA

Abstract

The Emperor Organ Theory Incident, which occurred in February 1935 (Showa 10), is known as one of the most representative political incidents in Japan during the prewar Showa period. The Emperor Organ Theory Incident gave rise to a national political movement, which rejected what was believed to be the theory of legal scholar Minobe Tatsukichi. The movement is called the Movement for Clarifying the National Polity.

It has attracted people's interest by covering seemingly important topics such as the Constitution, the Emperor, and the relationship between academia and politics. On the other hand, there is a problem in that Minobe has been portrayed as a martyr and a victim of a false accusation. Minobe's version of the events has been accepted without any academic scrutiny. For contemporaries, criticism was made that had rational academic and political significance. Nevertheless, these criticisms have been dismissed as irrational and resulting from emotional conservative emperor worship.

Due to the wide range of related fields, including history, law, and political science, oversights have occurred at the boundaries between each field. At times, there are even instances where the fields make mutual references. As a result, the problems contained in Minobe's argument have been overlooked.

* 東海大学政治経済学部准教授

Even if a case is well-known, if sufficient political and historical verification is not carried out, the entire research may proceed with a predetermined conclusion. Further examination is thought to be necessary for research into modern Japanese political history, particularly the Showa period.

1. はじめに 事実経過と既存の研究視角

天皇機関説事件は昭和戦前期に起きた事件としては一般にも知名度が高い。簡単な事件の経過は高校教科書にも掲載されている。ただ、研究が膠着定着したようであり、核心的部分は手つかずという不思議な事件である。政治史研究ではなぜか核心である「美濃部の憲法学説の政治的な欠陥」及び「美濃部への国民の怒り」については触れぬまま、倒閣への陰謀論などが中心に扱われるという奇妙な状況が発生し、この事件の評価が結果的にこの時期を扱う研究自身の制約に繋がってきた。

昭和政治史研究全体の中でのこの事件の評価について、本稿は米山忠寛（2015a）とほぼ同じ分析視角を採用している¹⁾。つまり古典的研究が事件の被害者としての美濃部を描いて満足するのに対して、そもそもの美濃部の学説に問題があることに多くの国民が気付く、中でも政党政治家が率先して昭和期の政党政治の構造変化に際して事件を活用したとする視点である。

昭和政治史の中での政権争奪などの側面から見たこの事件についての説明は本稿では最小限に留めており、上記文献を参照されたい。本稿では、事件そのものに対する研究の概観と共に、中心的論点について扱い、古典的な事件像が「美濃部＝殉教者」像などと共に学際的研究の隙間でどのように残存してきたのかを検討する。

字数の制約もあり関連する論点については別稿を準備している。また、この事件については関連したエピソードが真偽の疑わしい俗説も含めて多く存在するが、その点の検討も別稿に分けて、本稿では行わない。また旧来の政治史研究が不思議な程に力を入れてきた倒閣運動の側面などは政治的論点としての価値が小さいため主な分析対象とはしない。

まず事件の経過と事実関係を簡単にまとめてみる。

- ① 1935年（昭和一〇年）2月18日に貴族院で菊池武夫議員（男爵・予備役陸軍中将）が何人かの学者の学説を挙げて批判した。
- ② 批判を受けた一人が前年まで東京帝国大学教授として行政法・憲法の講義を担当していた美濃部達吉だった。美濃部は自ら「一身上の弁明」の機会を望み、貴族院本会議で演説を行った。

- ③ その後、議会内外で美濃部の学説を「天皇機関説」として批判する運動が右派・保守派などを中心に「国体明徴運動」として活発化した。各政党・会派も美濃部学説への批判で一致し、建議案が貴族院（3月20日）衆議院（3月23日）で共に全会一致で決議されている。
- ④ 美濃部への批判が拡大して政府に対応を要求した結果、美濃部の著書のうち三冊が発禁処分となった。また不敬罪で告発を受けて検察の取り調べを受けたが、9月18日に貴族院議員の職を辞したこともあって起訴猶予処分となった。
- ⑤ 8月3日・10月15日には政府から二度の「国体明徴声明」が出され、事態の収拾が図られた。

また、関連したエピソードが豊富なこともこの事件の特徴である。（多くの俗説を含むが、本稿では扱いきれないので別稿を準備している。）

- 補① 事件には岡田啓介内閣への倒閣運動としての要素があった。また美濃部の恩師である枢密院議長・一木喜徳郎に批判を拡大させようとする動きもあった。
- 補② 事件の背景として、美濃部と対立する存在として穂積八束・上杉慎吉²⁾の師弟が挙げられ、明治末年に美濃部と上杉の間で起こった「天皇機関説論争」が事件の重要な背景と指摘されることもある。その場合には美濃部の学説が天皇機関説や国家法人説として紹介され、上杉などの学説は天皇主権説・天皇神権説と表現されることがある。
- 補③ 「機関説論争」について美濃部が上杉に勝利したと判定され、美濃部学説が学界の正統学説³⁾となったと説明されることがある。また美濃部が東京帝国大学法学部で憲法の講義を担当しており（上杉はそれ以前から担当していたが）、高等文官試験の試験委員であったことを根拠に、美濃部学説が政府公認の存在だったにも関わらずこの事件で非学問的な批判や攻撃を受けたと説明されることがある。
- 補④ 美濃部に対する批判を「学問の自由」の侵害の事例と見なす見解がある。
- 補⑤ この天皇機関説事件によって近代日本の立憲政治や政党政治が終焉する契機になったと主張する見解がある。美濃部の学説を立憲政治にとって不可欠な存在と見なしたり、政党政治に有益な存在だったとの判断を主張の根拠としている。
- 補⑥ 美濃部と批判者を対比して、「学問的な美濃部」と「非学問的な右翼」といった対立構図で説明されることが少なくない。学界・官界などの知識人の間では美濃部学説が常識として普及し「密教」として存在していたのに、憲法学を学

んでいない無学な非知識人の右翼や軍部が天皇を重要な存在だとする庶民（非知識人）向けの建前（「顕教」）を重視して機関説を攻撃したと説明されることがある。

研究者だけでなく、1960年代には松本清張『昭和史発掘』（1968, 新装版2005）でも既に現在の通説的な論点の主な内容は示されている。同書では事件の内容が比較的確かつ簡潔にまとめられている。事件の経過だけならともかく、関連するエピソードの多さは研究者にとっては厄介な問題である。近年の坂野潤治・空井護・官田光史・霜村光寿・菅谷幸浩の研究⁴⁾でも、強固なエピソード群の束があり憲法学的な論争も絡むことから事件の対象となった天皇・国家の位置付けについては避けられがちとなった。結果として研究の定型は維持され影響力を保ち続けた。

だからといって遠巻きに政党や軍や内閣、宮中や右翼・平沼系など、各政治勢力の行動が並べられて観察してみても事件の焦点はわからないままである。一方で核心部分に触れると殉教者像が強く影響を残す。なぜ美濃部排撃で衆議院・貴族院の各政党・各会派をはじめとした政治勢力がまとまったのか。周縁部の「事件の影響」よりも「事件の核心」にある美濃部排撃の論理は残されたままとなった。各政治勢力が（批判の強弱は別にして）すべて美濃部排撃に向かった以上、美濃部が政治的に排撃されるべき存在であったことは既に確定している。にも関わらずその論理が説明されずに、ともすれば憲法史に放り投げられればそこで研究は止まる。学際的な研究の狭間で時は止まる。

「事件の影響」を観察して各政治勢力の温度差が分析されることもあるが、しばしばそれは岡田内閣への支持・不支持（倒閣志向）の度合いに還元されてしまう。宮中や平沼に関わる陰謀論も同様に付随的論点に過ぎない。政治史研究の視点からより重要なことは、この事件での論理がその後の政党政治や議会政治の位置付けに関わるという事である。そしてそれは大政翼賛会の置かれた政治構造や戦時議会の下での正統性の調達にも関わってくる。にも関わらずその意義を理解できずに「挙国一致内閣論」の細目かのように扱われてきたとすれば深刻な事態である。

もちろん政治史の視点とは別に、憲法学・憲法史の観点から美濃部の公法学や憲法学における意義を顕彰したい者もいるかもしれない。各研究領域で先人を顕彰する必要性はあるだろう。また思想史などの観点から美濃部の思想を好意的に解釈して高く評価をするのも各人の判断としてあり得るだろう。ただ憲法史や思想史における研究の遅れが政治史研究にも悪影響を及ぼしてきたとすれば看過できるものではない。

2. 研究上の特徴 不自然な説明と事後的な意味付け

研究を進める際には、まず事件について定型化されてきた説明の中に、いくつかの不自然な点があることに気付かなければならない。「殉教者美濃部」像はそのまま鵜呑みにできない。ここではまず「研究史上の特徴」[1]以下について検討していく。

研究史上の特徴 [1] 共産主義・社会主義・マルクス主義への弾圧事件との関係

なぜか思想的な弾圧事件と並べて扱われることもあるが、美濃部学説が進歩的だったために弾圧されたわけではない。美濃部自身は共産主義・社会主義・マルクス主義的な問題への関心が薄く、むしろ対策を怠っている点が時代遅れとして批判されたのである。

革命を目指した共産党員や革命家にとっても美濃部ごときが弾圧被害者として同列に扱われるのはおそらく不愉快だろう。天皇機関説事件の発生した同時代においては、マルクス主義に馴染んだ当時の進歩的知識人からの美濃部への擁護の声はほとんどなかった。それが自らの思想や学説に殉じた殉教者であるかのような扱いになったのは少なくとも事件後いくらか時間が経ってからのことである。(例えば戦後に出版された『嵐のなかの百年 学問弾圧小史』(向坂逸郎編(1952))では、思想・学問への弾圧事件の中で天皇機関説事件の扱いは小さい。)

一つには美濃部達吉の長男・亮吉が戦後に東京都知事に就任(在任:1967~1979年)し、戦後の革新自治体の象徴的存在になったこともあるのだろうか。戦後の革新勢力にとって美濃部都政の思想的出自を華やかにさせるためには天皇機関説事件は政治的に活用されていったのかもしれない。

弾圧を受けた憲法学者という事後的な「勲章」を本当に必要としていたのは、後進の法学者(憲法学者達)かもしれない。戦後に進歩的知識人の中に憲法学者が紛れ込もうとしても、憲法学者には拠って立つ先人がいない。政府による弾圧という煌びやかな(進歩的知識人にとっての)「勲章」に彩られたマルクス主義経済学者達の栄光の歴史(?)に比べれば法学者・憲法学者が見劣りするのは明らかである。ならば美濃部に殉教者になってもらうしかなく、後進の憲法学者による顕彰作業も必要となったものだろうか。

研究史上の特徴 [2] 右翼軍部など日本ファシズム的要素による関心

天皇機関説事件への注目のされ方では、所謂「日本ファシズム」的な要素からの視点も

ある。「天皇」「憲法」とキーワードが入れば素人にもわかりやすく、何やら重要そうに見える。加えて事件の主要アクターは「右翼（保守知識人）」や「軍部（在郷軍人）」である。いかにも強面感のある悪役風な登場人物達だ。

天皇を奉ずる集団が実権を掌握して強権的支配を行った、というストーリーにはびたりと合う登場人物の配役である。ただ残念ながら、現在の近代日本政治史研究ではそのようなストーリーは概ね否定されている。陸軍内でもその後の昭和戦時期に主導権を握ったのは陸軍内の統制派であり、陸軍皇道派ではない。かつて二・二六事件や陸軍皇道派の分析から日本の敗戦に直結させた結論を導こうとする研究が目立ったのは日本ファシズム論の残滓であるのかもしれないが、現在は「日本ファシズム」は分析枠組みとしての有効性そのものが疑われ、現在は「日本ファシズム」概念に基づく研究はほぼ姿を消しつつある⁵⁾。むしろ近年では皇道派を戦時期の変革を抑制しようとした穏健安定勢力と見なす視点の方が研究の中で重要性を増しているかもしれない。

研究史上の特徴 [3] 政治史研究における「崩壊論」崩壊の象徴として

近代日本政治史研究にとって主要な研究テーマである「政党政治」研究からも、この事件は重要な役割を与えられて来た。それはこの研究分野にとっての深刻な問題である「崩壊論」にも関わる形での役割配置である。

例えば近代日本の政党政治研究について現在でも参照されている三谷太郎の論文「政党内閣期の条件」（1977）では、美濃部学説が政党内閣を支える条件の一つだったと（少し奇妙な形で）役割を設定された。この前後の政党政治の凋落から結果論として逆算されたものであろう。だがこのような役割設定がされることで、天皇機関説事件などがきっかけで政党政治が「崩壊」した、とされ、その後の時期の研究を怠る言い訳として近年まで機能してしまった。「明暗」の落差で、「政党政治」の明るさを強調すればするほど「戦時期」の暗さへの変化を表現できなくなる。その点の研究を放棄する言い訳として天皇機関説事件は使われてきてしまった。むしろその点が悲劇である。

この事件に際して政党は美濃部の危険性を理解して概ね一貫して批判に加わっていたのに三谷（1997）も含めて政党や政党政治の主張や合理性が検討されぬままに正反対の美濃部の立場から説明が為されれば政党政治研究は一貫性を失うことになる⁶⁾。

事件以後も政党は政権を目指して勢力を維持して模索と挑戦を続けていた（一例として近衛新党運動）ののだが、それらは崩壊以後の研究の必要のない事柄とされてしまったのである。「政党政治」研究と名乗りながら政党以外の要素で研究を中断させる奇妙な判断を正当化するためには、天皇機関説事件が極めて重大な事件であったと説明せざるを得なく

なる。だがそれらの説明が実態に反していることは明らかである。無理に日本ファシズム研究などの残滓と接続されたことで、政党政治研究の一貫性はむしろ現在まで妨げられてきたと言える。

3. 研究上の問題点と誤解のポイント なぜ不自然な説明がなされてきたのか

これら研究史上の特徴が、事件の分析に不自然な歪みを生じさせてきた。これら〔1～3〕は昭和戦前期政治史研究における分析枠組みとしての「抵抗論」「逸脱論」「崩壊論」に対応している部分もある。続いて〔研究上の問題点〕〔4〕以下について検討していくことにしよう。

問題点〔4〕「政党政治」との関連付けにも関わらず現実の政党の動向は軽視

上記の「崩壊論」の問題とも関連して、この事件の分析に際しても政党や議会の位置付けが極めて不自然な形で説明されてきた点に注意が必要である。政党政治の視点からすれば事件の結論は比較的確（貴衆両院全会一致での美濃部排撃）である。にも関わらず、美濃部学説が政党政治を擁護したとの思い込みから事件が政党政治に打撃を与えたと誤解されてきたのは研究を混乱させる深刻な問題であった。

政党にとって有力な支援者に見える存在が、かえって政党にとって重荷になるというのは当然あり得べきことである。少なくとも美濃部は政党のコントロール下にはなかったのだから、美濃部の主張と政党の主張の間で齟齬が発生することは十分にあり得る。だからこそこの事件においては美濃部を排撃することこそが立憲政治・政党政治にとって有益であると全政党・各会派が判断したのである。

この事件は短期的には岡田内閣への倒閣運動として扱われることもある（立憲民政党が与党的、立憲政友会が野党的、な存在として）。だが結果的に倒閣運動としては失敗し、十分な盛り上がりも見せなかった。それよりも重要なのが民政・政友共に争いなく、衆議院・貴族院でいずれも美濃部排撃でまとまったことである。少なくとも明確な美濃部排撃への反発は存在せず、政党政治の枠組みの中で明確に美濃部学説は排撃すべき対象として結論付けられたことがまずは重要である。

加えて「政党政治」の凋落期においてはこの事件の発生が「政党の反省」や「政党の変化」を示す好機として役立った点について留意すべきである。二大政党による政権争奪の激しさやその弊害が目立つ中で、1930年代の二大既成政党は強まる「政党政治批判」への対応に苦慮し続けていた⁷⁾。「思いあがった政党」「権力欲の強い政党」からの変化を示す

必要に迫られているこの時期に、都合良くこの事件が起こったことは政党にとっては幸運であった。

政党にとっては美濃部学説を排撃し、(後述するように)「天皇への挑戦者としての議会や政党」という構図を完全に否定しきることこそが政党政治にとって重要になった。

明治の政党政治の興隆期であれば天皇を抑制しうる美濃部の示した構図は一定の意味を持ったかもしれないが、昭和戦前期には完全に時代遅れであるとともに、政党政治の弊害を国民に想起させる「政党政治の敵」となっていたのである。二大政党のうちで変化の鈍かった民政党に対して、政友会の側は変化の必要を理解し、それゆえにこそ美濃部排撃に熱心に取り組むことになった。このポイントがわからないと1930年代後半の政党政治が理解できないままとなる。

問題点 [5] 「学問の自由」への奇妙な関連付け 政治闘争の場は貴族院

この事件は漠然とした形で思想や学問への弾圧や自由の抑圧と関連付けて語られることもある。近年でも事件を素材にした石川健治(2016)がある。憲法学内部での美濃部顕彰の必要性や社会からの要請についてはいちいち立ち入らない。

ただ経緯を検討してみれば、美濃部の貴族院での政治活動の余波で「学問の自由」が混乱させられかかった珍妙な事件といった説明がよりの確かもしれない。石川も認めているようにそれは「のらりくらりとかわせるもの」であるのに、何故か奇矯な美濃部が批判をかわさずに正面衝突して自爆したという事件である。全国の大学が謀反の拠点であるかの如く政治的に扱われることになり、戦後に至るまで憲法学の位置付けを不要に歪めることにもなったのかもしれない。

石川は東京大学の法文1号館25番教室が天皇機関説事件ゆかりの場所であると誤認させる表現を混せているが⁸⁾、当然のことながら事件の場所は貴族院である。現在であれば当然参議院の議場となる。このような事実誤認を招く表現は学問的な分析の妨げになる。

批判を受けた場は貴族院である。それは菊池武夫が貴族院議員としてこれを学問上の論争ではなく政治的事件として取り上げたからである。そして美濃部の側ではおそらくは自らが優位であると誤認して、学問の場である大学や学術的な場ではなく、貴族院での政治的解決を望んだ。そしてわかりやすく敗れることになった。

天皇機関説事件は大学での講義が妨げられたといった、学問の静謐が妨げられた事件ではなく、学外の貴族院での政治闘争で敗北した事件である。政治闘争に敗北した敗残の法学者に対して、逃げ帰る先の「学問の自由」の恩恵と保護をどこまで与える必要があるのかは別に検討が必要だろう。一般人と比べてどこまで特権的な地位での政治活動が認めら

れるのか、検討が必要になろう。

そもそも機関説事件自体が、防御に徹すれば延焼防止は容易な事件であり、それ故にこそ美濃部の猪突猛進ぶりと政治的な情勢判断の誤りが目立つことになる。自ら政治的な批判を招き寄せた状況である。美濃部以外にも「国家法人説」を利用した学者は多くいたのに、なぜそちらには拡散しなかったか。その違いが理解されなければ殉教者になることもないはずなのである。

この点は整理してみると、明治末年の美濃部上杉の「天皇機関説論争」と「天皇機関説事件」ではそもそもの構図がまったく異なるのである⁹⁾。にも関わらず、論争と事件の構図が未整理のままに論じられてきたことが誤解の根源である。

【論争】	[学者+学説]	←+→	[学者+学説]	双方向の論争
【事件】	[学者+学説]	←←←	[在野・学界外 欠陥への批判]	政治的な批判

非専門家である議員に対して「専門家の世界では国家法人説が定説」だと主張してもまったく意味がない。議員が政治上の事柄について、国民に代わって非専門家の立場から質問を行うのはむしろ当然のことである。専門知識はいらない。非専門家をあしらおうとする態度は議会を冒涇するもので批判されるべきものであり、実際に批判の拡大を招いた。

また批判者の学説より自説が優位だと主張することにも意味がない。美濃部の「一身上の弁明」は自説の優位を誇るが、そもそも誰も学説競争などはしていない。上杉慎吉は既に事件6年前（1929年）に亡くなっている。穂積上杉の亡霊と争おうとする珍妙さについて、研究史の中で指摘されてこなかったのは大きな問題である¹⁰⁾。美濃部の視点が重視されすぎてきたことで生じた研究の歪みと言えよう。加えて当然のことながら上杉より良い学説を示しても、重大な欠陥が残れば意味がない。論争の担い手としてもここでの美濃部の行動は意味不明であり、批判者を見下した結果の迷走状態とも言える。

問題点 [6] 学問的であるはずが、肝心の批判の論点が無視される奇妙な状況

学問的な信念に殉じた「殉教者美濃部」の悲劇を語るにしても、美濃部の「悲劇」が当時の政治状況の下でも無実だと主張しているのか。それとも当時の基準では「有罪」や問題となる点があったが、その当時の判断基準そのものが天皇制支配に基づくもので問題があったという批判なのか、判別に困ることが多い。

一例として近年岩波文庫から刊行された美濃部達吉『憲法講話』（2018年）の末尾に附された高見勝利「解説」がある。五十頁程の長文の解説で事件の概要説明としては便利な第57号（2025）

内容であるが、美濃部学説の紹介や説明はあるものの、どこを見ても学説のどの部分が事件で批判を受けたのかがわからない。記述の立ち位置が美濃部の視点に偏っていることで問題が起る。

結論から言えば美濃部の行動や発言をどれだけ見ていっても無駄であり、この事件について理解できるようにはならない。なぜかといえば事件の渦中にいた美濃部は、この事件で自身の何が批判されているのかほとんど適切に理解した対応ができていないからである。これは悲劇なのか喜劇なのか。後の世代に大きな影響を及ぼしたはずの専門家が、当該分野に関わる学術的な批判の内容を理解できないままだったことになる。「専門家の第一人者が素人の批判を受けて、政治的側面のみならず学術的側面でも、(論点を理解できぬままに)敗北した」のだとすれば、それは当該学問分野(憲法学)にとっては恥ずべきスキャンダルであるかもしれない。喜劇的な事態である。

4. 定型の中で見逃されてきた事件の構造 論点と分析

ではこれまでの研究ではどのような点で事件の構図について誤解があったのか。[論点分析][7]以下ではこれまでの研究で等閑視されがちであった事件の核心部分について分析を行っていく。

論点分析 [7] 国家法人説の危険性

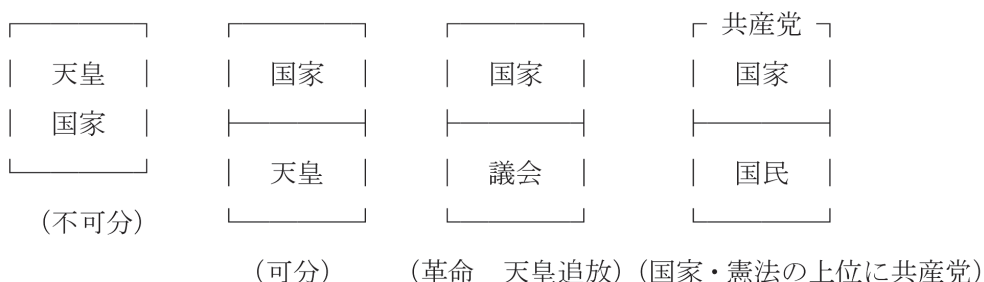
天皇機関説や関連する国家法人説によって「天皇」と「国家」を区別することが何故大きな問題となったのか、この事件のわかりにくさはこの点に集約されている。美濃部も「国家が法人(会社など)であり、天皇がその長(社長など)になる」という説明はしている。この説明のどこに問題があるのか多くの研究者も理解していない状態で解説しているので、初学者が混乱するのは当然である。(だが政治学・歴史学からは本来はこの点の問題が指摘されてしかるべきであった。)

天皇が機関であっても「天皇は社長である」という美濃部の主張だけを聞けば騙されて危うく納得してしまいそうになるかもしれないが、問題は「天皇が社長でなくなる」場合についてである。天皇と国家が不可分な状態であればそもそも天皇と国家の関係についての危機感は発生しない(対応した比喻で言えば、小規模な法人企業においては創業家と個人商店は事実上一体であると見なせるだろう)。

国家法人説はあえてわざわざ国家と君主を分けている。一見すると君主の横暴を制約できる良案に見えるかもしれない。一方で弊害が発生する点には注意が必要である。君主と

国家の関係をわざわざ分けたとして、その上で国家と君主の立場が対立したらどうなるのか、国家にとって君主の存在は有害であるとして謀反・反乱を起こして君主を排除しても良いのか。

これを美濃部の学説への「言いがかり」などと判断して美濃部が正しいと妄信するようでは、事件について理解できないままとなる。「緩慢なる謀反」との批判が誤りであるのなら適切に対応できればそれで良いのである。だが「一身上の弁明」などの美濃部の反応の中のどこにも反論も対応もできている箇所は見出せないのである。



国家と天皇の扱いについて変動する可能性を考えなければ美濃部の憲法学説でも危険性はないと見過ごしてしまうことになる。だが、このような体制変動の領域を説明できないのは建国理念や憲法制定権力について扱う事を避け続けた美濃部の憲法学説にとって苦手とする分野であった。

これは例えば同時期に知られ始めていたマルクス主義的国家観などではそうはいかない。共産党が国家や憲法よりも上位にあり、共産党は国家を統治に利用することになる。現代中国（大陸中国・中華人民共和国）などにおいてもこの上下関係は当然で、美濃部学説の真似をして共産党政権の下でも国家や憲法が共産党よりも上位にあるなどと主張すれば21世紀の現在でも危険性を持つ政治的主張とならざるを得ない。この点を社会主義の存在を視野に入れながら指摘した点で、明らかに上杉慎吉は美濃部達吉より先進的であり学術的にも（この論点では）数歩先を歩んでいたと言える。

また商法・会社法の発想からしても美濃部の憲法学説には疑問が残る。君主（株主）が統治（経営）に関与しない方が良いというのは政治倫理・経営倫理としてはあり得る主張だが、だからといって君主（株主）から権限を奪うのが望ましいかどうかはまったく別の問題である。オーナー社長として実質的に株式の大半を保有している場合などは会社をいつでも潰して清算できなければおかしい。経営者が番頭に経営を任せているうちにいつのまにか経営権を奪われるなどということはある得ない。

美濃部学説を採用しても法人の最終的な決定権は所有権を持つ株主にあり、明治憲法の発想からすれば国家より先に天皇に政治的決定権はある。美濃部は、君主自身が権利を持たない利点を主張したものの、それらは政治（経営）倫理の問題であって本来は権利権能の問題ではなく、説明に無理があるのである。

国家と天皇の関係についての危険性は、わざわざ個人商店から会社組織にして、法人として分ける以上は当然想定し得る事態である。そうでなければわざわざ分ける理由がない。革命で国家の名の下に国王が処刑されても国家法人説では何も問題は発生しないのである。天皇が国家の機関としてその地位を保ち続ける旨の説明がない以上は、いずれは排除される存在として分けたのではないかと懸念と疑問が発生するのは当然のことであろう。

「国家法人説」に発想を整理するための有用性があったとしても、このように一見して明白な欠陥がある以上は問題のある学説だと批判を受けるのはむしろ当然である。もちろん美濃部が憲法学者としての能力を欠いていた（能力不足であった）という可能性もないではない。ただそうだとすると美濃部はその地位に応じた研鑽や貴族院議員としての地位に応じた対応が必要だっただろう。他の同時期の多くの憲法学者は天皇の位置付けに苦勞をしているのである。

謀叛や内乱に繋がり得る学説について、十分な検討を欠いたままに学説を流布させたとすれば責任は大きく、サボタージュによる「緩慢なる謀叛」ということになる。逆に上杉慎吉などはその問題点に気付いたからこそ指摘を行っていたのであり、上杉の好意からの助言の意義を理解しないままに放置してきたということになる。

だとすれば、天皇の地位がいかに安定的なものであり、国家にとって不可分な存在かを論じればよいのだが、それを嫌がり歴史的・文化的説明も嫌がったとすれば、学説についての政治的責任は当然に学問領域の外で発生することになる。そして「一身上の弁明」でこの問題に対応せずに頓珍漢な応答を繰り返したことで、美濃部は政治的には謀反人であるとして、事実上政治生命を失うことになったのである。

もちろん悲劇として見れば、「能力不足」か「悪意」かによって違いは残るかもしれない。重い処分に思えるかもしれないが、徳川幕藩体制の末期に「尊王攘夷」を掲げて天皇と將軍の差異を強調し、天皇の下位にある徳川將軍は刃向かっても良い対象として主張を拡散させたならば、諸藩の政治的危機の状況次第では切腹（政治生命に留まらない生命の危機）となった可能性も高いだろう。その上で昭和一〇年の政治変動期の「危機の時代」において革命を惹起しかけた美濃部の政治的責任の重さについては、また別に検討されれば良いだろう。

論点分析 [8] 美濃部による批判の矮小化の問題

美濃部による批判者達の矮小化について、既存の研究が疑いを抱かずに受け入れてきた点も深刻な問題である。しばしば美濃部は批判者達が自分の著書を通読せずに批判していると主張しているが、各著作の中で天皇関係・国体関係の記述は彼自身に興味がないが故に頁数としてはいずれも短い。全体を通読せずとも議論となる論点の記述は極めて短いため威嚇としては意味がない。それでも同僚の上杉に対しても、菊池武夫に対しても小馬鹿にし、いくらか品位を欠いた論評をしている。

1934年の『議会政治の検討』では「退官随筆」で上杉慎吉について、「私は今に至つても、上杉君が如何にして此の如き攻撃を為すに至つたかを理解し得ない。」「これが全く法律学の知識の無い市井無頼の徒から出た攻撃ならば、まだしも諒解することが出来るけれども」(589頁)¹¹⁾と、法学者らしくないと小馬鹿にし、菊池武夫については「憲法学説弁妄 菊池武夫氏の演説に付いて」¹²⁾で、1 天皇機関説、2 国法の変遷推移、3 国法の解釈の変化、と論じて、機関説は学界の定説であり、君主即国家なりとするか、国家は君主の統治の目的物か何れか一途あるのみ、と無理な二者択一を押し付ける。見下そうとしているながらも論点のすり替えでの誤魔化しで押し切ろうとしているとも言える。

本当に批判者達が美濃部の学説を理解していないかという点、例えば事件前年の著作、佐藤清勝『美濃部博士の日本憲法論批判』(1934)¹³⁾などは約三百頁の著作で、憲法を日本に導入する際にアレンジを加えずに解釈をそのまま欧米から輸入して日本の社会・歴史・文化に合わせようとしないう美濃部を批判している。美濃部が再三侮り馬鹿にしていた菊池武夫も同氏述『詔勅と日本精神』(1934)などでは論点はしっかりと把握している(貴族院での質問ではややあたふたしている印象が強いかもしれないが)。美濃部は君主機関説を学界の定説だと誤魔化そうとするが、実際には西洋の学者にも異論はあり、日本の学界にも寛克彦や慶應義塾大学の山崎又次郎などの批判もあると菊池は指摘する。また「君主御一人のための国家ではない」との発想は、そもそも国家を私物化する外来の侵略君主の下支那(中国)や革命を国風とする西洋の理論の直輸入であり、問題だとする。

非専門家の議論としては特段問題があるものとは思えないが、美濃部はそれに対して見下して勝ち名乗りを上げることで誤魔化そうとしたものの誤魔化しきれなかったということになる。むしろ真摯に問題に取り組んだ方が批判は起こらなかったかもしれない。美濃部の対応は研究者としても論争の担い手としても問題がある対応だったものと思われる。

専門家である憲法学者からの美濃部批判についても注目する必要がある。国家法人説に興味を持った者は多かったが、天皇を国家との関係で特別扱いしない形での天皇機関説と

なると少数派と言える。慶應義塾大学法学部において慶應卒業生として初めて憲法講座担当教授となった山崎又次郎は、事件前後に美濃部批判の主張を活発化させていた。学問的な山崎な主張からも、美濃部は法律論のみで国家を語って政治的要素には触れずに概念論のみで済ませている点に危険性があると強い批判があった。政治的に憲法の位置付けに変化が必要となりうる時期において、法律論しか扱えない憲法学者はその存在価値を失いつつあった。

論点分析 [9] なぜ「一身上の弁明」が無内容なものとなったのか

美濃部の「一身上の弁明」（貴族院本会議：1935年2月25日）は、論点をずらして誤魔化そうとする方針からか、ほぼ無内容なものとなった。論点はいくつかあるが、

- [1] 批判者達は自分（美濃部）の学説を理解していない。 → 誤り。菊池や批判者は一定程度理解している。また学説論争ではないのだから全体を精読する必要はなく、部分や箇所を一読して明らかな欠陥を問題としている。
- [2] 自分（美濃部）は君主主権だと言っている。 → 誤り。君主主権ではあっても、天皇機関説を採用している以上はあくまで「雇われ社長」であり、いつでも交代させ追放することができる法人の長でしかない。
- [3] 天皇の統治の大権は天皇の御一身に属する権利であるか。 → 無内容。そもそも天皇に私的権利を与えれば専制君主になるから奪うべきとの発想は西欧由来の発想で問題がある。歴史上のどの天皇が専制的に支配を行ったというのだろうか。西欧対比の図式とすること自体が甚だ無礼で不適切な対比とも言える。
- [4] 古事記や日本書紀を見ても天皇は統治を御一身の為ではない形で行ってきた。 → 矛盾。元々天皇が専制君主でないのであれば、天皇から権利を奪う必要がない。
- [5] 機関説・国家法人説には長所がある。 → 無内容。上杉慎吉も当初は機関説を採用するなど、公的・私的に分ける整理に長所があること自体は自明である。問題は長所があったとしても欠陥が伴うことについてであるのに説明はない。
- [6] 議会の独立性について → 無内容。天皇と議会が深刻な対立状態になった場合について危惧されているのに、憲法の条文内で回答しても無意味である。憲法が機能しなくなる事態に視野が及んでいない。

いくらか分量がある「一身上の弁明」であるが、批判されてきた内容を鑑みれば少なくとも「弁明」を意図していたのであればほとんど役に立っていない。菊池や批判者達の存在を軽視したのではあろうが、少なくとも政治的にも学問的にも論争を成り立たせるよりは煙に巻き誤魔化すことに主眼があった。それが同僚の貴族院議員からの反応悪化に繋が

った可能性も高い。あえて言えば〔2〕に対応すれば批判は緩和されただろうが、冒頭で君主主権と簡単に書いておいて、後に実質的な部分で君主を軽視するのが美濃部の著作の定番である。悪意からの論点すり替えではなく本当に論点が理解できずにいた可能性もあり判断が難しい点はあるが、いずれにしる問題である。

論点分析 [10] 政治的な切迫感と呑気な美濃部 改憲にも降伏にも妨げに

既にムッソリーニもヒトラーもスターリンも登場している時期である。日本でも内閣の機能強化や集権的な政治改革・行政改革が政治課題とされていた時期である¹⁴⁾。好むと好まざるとに関わらず20世紀の政治課題に取り組む必要が出てきており、その危機感は知識人には共有されていた。その時期に君主権限の制限を掲げられても、当時の日本の国民・知識人も時代感覚のズレに戸惑わざるを得ない。

明治末・大正初期の天皇機関説論争の時期には未だロシア革命も起こっていなかった。論争の時期がずれていれば結果も異なっただろうか。上杉には見えて美濃部には見えていなかった世界がはっきりとあった。学説全体はともかく、少なくともこの論点に関して言えば、美濃部は上杉に比べてはっきり劣っていた。「20世紀の危機に対応しようと社会科学を学んだ上杉」に対して「19世紀の発想で法学（憲法よりも行政法的な静的な法秩序）のみで対応しようとした美濃部」では違いは明らかである。むしろ論争で勝ったと誤認したことが美濃部にとっても不幸であった可能性が高い（俗説的説明が広まってはいるが、実際には明治末年の天皇機関説「論争」の時点で美濃部は劣勢で敗北していたものと思われる。詳細は別稿で扱う）。

少なくとも憲法の存在を自明と見なして、憲法外の事柄に関心を抱かない美濃部では、「なぜそこに憲法が存在するのか」も、「なぜ天皇が権力を持って存在しているのか」も説明できないし関心がない。政治的素養・歴史的素養を欠くと当時批判を受けた美濃部の開き直りとしては有り得る判断かもしれないが、「憲法以前」「憲法以後」について語れない憲法学では昭和戦前期には役に立たない。時流に乗る必要は必ずしもないとはいえ、変化する政治や社会を理解できない呑気な存在は、変化を感じ危機を予期した当時の国民にとっては無益だけでなく、有害な存在と見なされたことは十分に想像できることである。彼らの変化への姿勢を非難する者は、想像力を欠き、政治史研究に対する見識を欠いている。

この事件の五年後には帝国憲法の改正が政治的課題として検討の対象になり、十年後には敗戦とともに帝国憲法が改正の対象となった。そして結局戦後には「八月革命説」による政治的要素を組み込んだ解釈が必要となった。「天皇機関説」からは「八月革命説」を導き出すことはできない（機関説を放置したままでは、国体変革を伴う降伏と戦争終結に

支障が出る事態も起こり得る)。変化の予期された時代に美濃部という時代遅れの存在に政治関係者は等しく危機感を持ったのである。

これらの点についてこれまでの研究は問題の所在を把握できずに対応できてこなかったのであるが、唯一注目すべき論稿として長谷部恭男のエッセイがある。長谷部恭男「憲法の imagination (6) 国民を使用人扱にするのか？」(2007) の立場はやや複雑である。一見すると「天皇機関説は、学説としては、きわめてまっとうである。」(16頁) と美濃部を擁護してみせているが、その一方で長谷部は、「君主制原理の極端な解釈によれば、君主はいつでもその制定した憲法を廃棄して元来の全権限を回収することができる。」「美濃部は天皇の始原的権限について語ることはない。」「美濃部は、憲法以前の権限・権能を想定することがない。」(17頁)、と美濃部が誤魔化し続けた美濃部への批判の急所となった論点を指摘してみせている。

美濃部学説の欠陥について把握していながら、一見すると擁護して見せているのは不思議ではある。高見勝利・西村裕一¹⁵⁾・石川健治などと違って長谷部だけがこの事件の本質を理解していると見るべきか。それとも天皇機関説事件での「顕教」「密教」のみならず、現在の憲法学・憲法史の中にも学界内のみで通用する共通諒解が「顕教」「密教」として存在しているのだろうか、興味深い事項ではあるもののこれ以上は本稿の関心からは外れる。

5. 護憲運動としての美濃部排撃 戦前と戦後の護憲運動

事件で問われていたのは、「立憲政治」と美濃部のズレだったと言うこともできる。政治史における「立憲政治」の発想では天皇が帝国憲法を尊重した上で政治を行えば良い。だが美濃部は君主の万能無制限を否定しようとして、憲法は改正だけで対応できない場合でも撤回できないと主張する(美濃部(1934c) 48頁以下)。更に「憲法第一条の主眼とする所は、言ふまでもなく日本が君主政体の国であることを宣言するに在るのであつて、過去の歴史は唯其の背景であり、基礎であるに止まる。」(同8頁) となると、天皇は憲法に授権される存在に留まることになる。

これは当時の日本で国民・知識人が考えていた「立憲政治」のあり方とはかなり異なっている。憲法以前・憲法以後の状況を視野の外に追いやっている。上級行政庁から下級行政庁に授権される行政法学の発想では天皇も同様の存在と扱って済んだとしても、憲法学では不十分となる。帝国憲法の制定は民衆や議会指導者に宮城・御所を包囲されて、刃を突き付けられて降伏し、憲法に限定された権利のみが君主に認められたというものではない。政治的・歴史的にはっきり誤りを含んだ無理な解釈である。(歴史が苦手な美濃部が

承久の乱や禁中並公家諸法度の正統化に成功したならば話は別であろうが。)

奥平康弘(1974, 167頁)は、美濃部憲法学は批判を受けたにも関わらず美濃部行政法学は生き残ったと説明する。だがむしろ行政法学と憲法学の差異の中に美濃部の憲法学説の欠陥も存在していたようにも見える。ただそれは憲法史研究の中で解決されるべき問題だろう。

加えて戦後を視野に入れた場合には、戦後の憲法9条を中心とした護憲運動と、帝国憲法の下での護憲運動の共通性についても指摘しておくべきであろう。成文法の憲法典の存在は、憲法学の専門家ではない非専門家の素人が条文だけを根拠にして護憲運動を展開させることを可能にした。その意味で国体明徴運動は明らかに戦後の護憲・9条・安保などを中心とした運動と対称的な位置にある。近代日本における国民の政治参加の拡大は、学問においても専門家内部での独断専行を許さなくなった。学問の民主化・大衆化にとっても重要な意味を持っていた点に注目する必要がある。

6. 昭和戦時政治史研究における意義 「抵抗論」「崩壊論」からの解放

昭和戦時政治史を理解できていないと、天皇機関説事件・国体明徴運動を理解することはできない。当時の政党政治が置かれていた状況を理解していれば、美濃部学説と政党政治の相性の悪さはすぐに理解できるはずである。美濃部学説は政党にとって政党政治を支援する存在などではなく、大正期の不評判の政党の位置付けを想起させる有害無益な存在であった。時代遅れの学説をあえて拡散させる政治的センスのなさに各政党・会派の議員も驚いていた。彼らは大学で講ぜられる学説には興味はなくても、その政治的危険性にはすぐに気付いたのである。

結果的にその後の政党・議会の進展の中で、近衛新党運動から大政翼賛会成立、そして翼賛政治会(加えて一九四二年の所謂翼賛選挙)へと向けてこの事件は良いステップになった。それを比較的有効に活用したのが政友会であり、その後の政党政治で政友会系が主導権を握るきっかけにもなった。天皇機関説事件が転機になったとすれば、そのような「天皇に挑戦しない」「対抗しない」「翼賛の中で役割を果たす」議会や政党の役割規定を、各政党・各議員に整理させる機会になった。

政治史研究における意義としては、この時期の政治状況の語られ方としての、①「抵抗論」、②「崩壊論」、学際領域の相手としての③「憲法史の機能不全」、にまとめて対応ができるという利点がある。いずれもが戦時政治史研究に蓋をしがちであった¹⁶⁾。美濃部を戦時抵抗の象徴として殉教者と見なしたり、政党政治と美濃部学説を不可分の関係と誤認して政党政治研究を打ち切る理由付けにしたりと、しばしばこの事件は奇妙な利用のされ

方をしてきた。

比較的単純な構造であるはずの天皇機関説事件が、複雑で重大な事件として扱われてきたことで、構図は定型化と共に複雑化し、研究は膠着する。解きほぐされることのないままに分析の単純化が妨げられたことで、研究の進展が難しくされてきたと言える。

事件についての残された細部については別稿を準備している。本稿で示したのは、まずは天皇と国家の関係を整理する中で政党及び政党政治家にとっての美濃部の憲法学説の危険性について、美濃部の立場ではなく政党の立場で理解し直すことである。結果的に政党政治や立憲政治と美濃部学説が親和的であるとの誤解をまずは誤りであると確認し、政党や政党政治家が美濃部の憲法学説を明確に批判し決別した姿が確認された。そのプロセスを経た上でこそ、その後の政治史の中で如何に美濃部学説が踏み台にされて昭和政治史が展開されていくことになったのかが検討の対象として後顧の憂いなく検討されていくことになるだろう。

[付記]

本稿は2019年日本政治学会研究大会の分科会報告に際して、会員向けに公開された論稿を基礎としている。反響を得て引用・参照など学術的利用についての問い合わせも頂いたものの当時は会員限定の公開であり、未定稿であったために研究上の利用に対応ができぬままであった。その後諸事情で公開は遅れていたが、今回一部加筆修正の上で公開することで、制約が解消できたものと安堵している。

註

- 1) 事件の昭和戦前期政治の中での位置付けについては既に本稿と同様の立場から米山忠寛(2015a)(第1章第2節)がある。その上で本稿では事件そのものを対象にしている。
- 2) 穂積八束・上杉慎吉の関係性については坂井大輔氏から御教示を頂いた。記して感謝したい。同氏の博士論文「日本公法学史研究序説 穂積八束を中心として」も併せて参照。
- 3) 歴史学では簡易な説明のために「正統学説」といった表現が用いられているが、法学には「正統学説」という発想は馴染まないだろう。通説・判例とは異なる学説であっても有力な少数説には敬意が払われるのが通常である。学際的な研究で歴史学と法学とが相互に参照された結果、かえって研究の欠点が増幅された事例である。
- 4) 柴田紳一(2015)は研究状況をまとめている。美濃部の円卓会議構想や、政友会内の反応、他の法学者など、様々な関連テーマに視野が広がった意義はあるが、ともすれば論点の拡散も招いたと言える。それとは別に増田知子・林尚之は旧来の研究から続いて天皇による支配の強化などを重視している。増田(1999)・林(2012)は共に右派保守系の議論を検討している点に特色があるのだが、検討内容が必ずしも結論に活かされぬまま通説に回歸しており、美濃部学説がなぜ批判されていたのか把握できずにいる。
- 5) 伊藤隆の研究及び「ファシズム論争」などの研究上の成果に基づくものである。

- 6) 関連した論点として、本稿に対しては坂野潤治の美濃部達吉の分析への言及がないことについての批判があった。だが坂野の分析は時事的な政治評論としての斎藤岡田拳国一致内閣期の官僚内閣論が中心であり、事件とは直接の関係はない。無理に関係させた理解をするのであれば誤読となる。
- 7) 二大既成政党にとって、「政党政治批判」の高まりによる政治上の正統性の喪失は、深刻な課題として近衛新党運動などの出発点となった。古川隆久（2001）、前掲米山（2015a）参照。
- 8) 前掲石川（2016）10頁。美濃部の告別追悼会の場が25番教室であったとしても、それは事件とは何の関係もない。
- 9) 実際には論争についても、当初は上杉による美濃部の弱点の指摘であったはずが、美濃部が強引に学説論争の闘いに持ち込んで勝ち名乗りを上げた側面も見出せそうである。自説における欠陥を無視して論争形式に持ち込む態度に上杉は明らかに困惑している。
- 10) 川口暁弘（1999）が事件での批判者達の主張と上杉学説は別物である点を指摘した点で注目される。国民運動は学問上の論点を比較的単純化させて拡大していった。
- 11) 美濃部達吉（1934b）。
- 12) 美濃部達吉（1934a）。
- 13) 議会の独立性や機関説の問題点、歴史・文化・日本精神の軽視など批判の主要な論点は整理されて示されている。
- 14) この時期の行政学の課題を辻清明が内閣の割拠性の問題として認識していくことになる。当該期の政治的試みについては、御厨貴（1996）、古川隆久（1992）を参照。
- 15) 近年の憲法史における論文として、西村裕一（2017）は近年の昭和史研究における政治・社会に関する研究動向に言及し、植村和秀・増田知子などの右派（保守派）の分析を参照している。ただ美濃部学説を批判することこそが立憲政治にとって重要であった意味や、上杉や保守派の同時代における先進性が認められないままでは政治史研究の後追いに止まる。西村（2014）も同様。
- 16) 「抵抗論」「崩壊論」などの位置付けについては、米山（2015b）も参照。

【参考文献】

- 石川健治（2016）「天皇機関説事件八〇周年」広田照幸他著『学問の自由と大学の危機』岩波ブックレット，岩波書店。
- 奥平康弘（1974）「美濃部達吉」潮見俊隆他編『日本の法学者』，日本評論社。
- 川口暁弘（1999）「憲法学と国体論 国体論者美濃部達吉」『史学雑誌』史学会，108(7)，1999年7月。
- 官田光史（2004）「国体明徴運動と政友会」『日本歴史』吉川弘文館，672，2004年5月。
- 菊池武夫述（1934）『詔勅と日本精神』日本精神協会，日本精神パンフレット第1輯）。
- 坂井大輔（2020）「憲法学における天皇論の位置」『法律時報』92巻1号，2020年1月号。
- 向坂逸郎編（1952）『嵐のなかの百年 学問弾圧小史』勁草書房。
- 佐藤清勝（1934）『美濃部博士の日本憲法論批判』東亜事務局研究会。
- 柴田紳一（2015）「天皇機関説事件」筒井清忠編『昭和史講義』ちくま新書，筑摩書房。
- 霜村光寿（2014）『金森徳次郎の憲法思想の史的研究』同成社。

- 高見勝利 (2018) 「解説」美濃部達吉著『憲法講話』岩波文庫, 岩波書店。
- 西村裕一 (2014) 「美濃部達吉と上杉慎吉」河野有理他編『近代日本政治思想史』ナカニシヤ出版。
- 西村裕一 (2017) 「天皇機関説事件」長谷部恭男編『論究憲法 憲法の過去から未来へ』有斐閣。
- 長谷部恭男 (2007) 「憲法の imagination (6) 国民を使用人扱いするのか?」『UP』36(9), 東京大学出版会, 2007年9月。長谷部恭男『憲法の imagination』(羽鳥書店, 2010年) 所収。
- 林尚之 (2012) 『主権不在の帝国 憲法と法外なるものをめぐる歴史学』有志舎。
- 坂野潤治 (2004) 『昭和史の決定的瞬間』ちくま新書, 筑摩書房。
- 古川江里子 (2011) 『美濃部達吉と吉野作造 大正デモクラシーを導いた帝大教授』日本史リブレット, 山川出版社。
- 古川隆久 (1992) 『昭和戦中期の総合国策機関』吉川弘文館。
- 古川隆久 (2001) 『戦時議会』吉川弘文館。
- 星島二郎編 (1913) 『最近憲法論 上杉慎吉対美濃部達吉』実業之日本社。
- 増田知子 (1999) 『天皇制と国家 近代日本の立憲君主制』青木書店。
- 松本清張 (1968) 「天皇機関説事件」『昭和史発掘 第6巻』文芸春秋。後に新装版・第4巻 (2005年) に所収。
- 御厨貴 (1996) 『政策の総合と権力 日本政治の戦前と戦後』東京大学出版会。
- 三谷太一郎 (1977) 「政党内閣期の条件」中村隆英・伊藤隆編『近代日本研究入門』東京大学出版会。
- 三谷太一郎 (1997) 「天皇機関説事件の政治史的意味」『近代日本の戦争と政治』岩波書店。
- 美濃部達吉 (1927) 『逐条憲法精義』有斐閣。
- 美濃部達吉 (1932) 『憲法撮要』第五版, 有斐閣。
- 美濃部達吉 (1934a) 「憲法学説弁妄 菊池武夫氏の演説に付いて」(美濃部達吉『議会政治の検討』日本評論社, 『帝国大学新聞』昭和九年二月一二日所載。
- 美濃部達吉 (1934b) 「退官随筆」『議会政治の検討』日本評論社, 『改造』昭和九年四月号所載。
- 美濃部達吉 (1934c) 『美濃部達吉論文集第1巻 日本憲法の基本主義』日本評論社。
- 宮沢俊義 (1970) 『天皇機関説事件 史料は語る (上・下)』有斐閣。
- 森元拓 (2019) 「カクシテ相関連続ノ楽地ヲ発見セリ 上杉慎吉憲法学の再構築 (1・2完)」『山梨大学教育学部紀要』28巻, 2019年1月, 山梨大学教育学部。
- 山崎雅弘 (2017) 『「天皇機関説」事件』集英社新書, 集英社。
- 山崎又次郎講述 (1935a) 『天皇機関説の憲法学的批判』洋洋会。
- 山崎又次郎 (1935b) 『国体明徴を中心として帝国憲法を論ず』清水書店。
- 米山忠寛 (2015a) 『昭和立憲制の再建 1932~1945年』千倉書房。
- 米山忠寛 (2015b) 「戦時体制再考 戦後システムの前史として」『年報日本現代史20 戦後システムの転形』現代史料出版。